

## いわゆる共謀罪法案の国会提出に反対する会長声明

- 1 先日、政府が、組織犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪（テロ等組織犯罪準備罪）の新設を内容とする組織犯罪処罰法改正案（以下、「新法案」という。）を今年の通常国会に提出する法案のリストに盛り込んだとの報道がなされた。
- 2 新法案は、過去3度廃案となっていたいわゆる共謀罪法案と比較し、適用対象について、これまで「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」としたうえで、犯罪の「遂行を2人以上で計画した者」を処罰することとし、その処罰にあたっては、計画をした誰かによって「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」とし、準備行為を要件として新たに課すなど、相当の修正を加えたようにも思える。

しかしながら、新法案において、「組織的犯罪集団」とは「目的が4年以上の懲役・禁固の刑が定められている罪を実行することにある団体」であると定義されており、「団体」にあたるかの認定は捜査機関が個別に行うため、解釈によっては処罰される対象が拡大する危険性が高い。

また、「計画」とは、「犯罪の合意」を意味し、結局のところ、行為そのものではなく、「合意」の危険性に着目して処罰しようとするものに他ならず、外形的行為のない「意思」を処罰しないとする刑事法体系の基本原則に反するばかりでなく、憲法上保障された思想・良心の自由、表現の自由等を大きく侵害する危険をはらんでいる。

くわえて、「準備行為」を要件としたことについても、たとえば銀行から預金を引き出すといった行為までもが、犯罪の実行のための資金の取得と見なされる可能性があるなど、予備罪より前の危険性が低い行為を広く含みうるおそれがあり、その適用範囲は極めて不明確である。

そのため、たとえ「計画」や「準備行為」を要件としても、テロ等組織犯罪準備罪は、処罰範囲が捜査機関の運用に委ねられる可能性がある。

- 3 また、新法案の対象となる犯罪は、政府はテロ対策を理由として、長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等としており、その数は600を超える。その結果、偽証罪（刑法第169条）、虚偽通訳罪（同法第171条）、虚偽告訴罪（同法第172条）、貸金業法における無登録営業の罪（貸金業法第47条）など、テロ対策という目的とはおよそ無関係と考えられる犯罪についても処罰の対象となっている。

4 さらに、政府は新法案の成立については、マフィア等の越境的組織犯罪の抑止を目的とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約批准のために必要なものであるとしている。

しかしながら当該条約は、経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策という政府が挙げる目的とは本来無関係である。

そして、我が国には、重大な犯罪については既に60を超える陰謀罪及び共謀罪並びに予備罪・準備罪などが規定されているほか、テロ組織等の組織犯罪集団が行う犯罪行為の大多数は銃器や刀剣など武器の事前準備であって、それについては、銃砲刀剣類所持等取締法によって未遂以前に取り締まることが可能である。

したがって、当該条約を批准するための環境とテロを防止するための環境は既に整っており、新法案を成立させ、いわゆる共謀罪を新設する必要はない。

5 以上の点から、新法案については、処罰範囲が十分に限定されておらず、処罰範囲が不当に拡大する危険があるほか、国民の基本的な人権を侵害する危険のあるものであり、しかも条約批准のための必要性もないのである。

したがって、当会は、新法案の国会提出に強く反対する。

2017年1月26日

岩手弁護士会会長 小笠原 基 也

